

札幌都心地域
都市再生緊急整備協議会 整備計画部会

日時：平成26年8月7日（木）15時00分～
場所：S T V北2条ビル地下1階会議室

次 第

1 出席者紹介・あいさつ

2 議題

(1) 協議会構成員等の追加について（報告）

（資料1－1～1－3）

(2) 札幌都心地域における外国企業・高度外国人材を呼び込むための
地域戦略の策定について

（資料2）

(3) 整備計画の変更について

（資料3）

《配布資料》

- ・次第
- ・資料1－1 札幌都心地域 都市再生緊急整備協議会 構成員名簿
- ・資料1－2 同会議 構成員名簿
- ・資料1－3 同整備計画部会 構成員名簿
- ・参考資料1 根拠法令
- ・資料2 札幌都心地域の外国企業・高度外国人材を呼び込むための
地域戦略（案）
- ・参考資料2 国際的ビジネス環境等改善・シティセールス支援事業概要
- ・資料3 特定都市再生緊急整備地域の整備計画（案）

札幌都心地域 都市再生緊急整備協議会
構成員名簿

資料1-1

(敬称略)

氏 名	役 職 等	備 考
◇国の関係行政機関		
あ べ しん ぞう 安 倍 晋 三	内閣総理大臣	
しん どう よし たか 新 藤 義 孝	地域活性化担当大臣	
おお た あき ひろ 太 田 昭 宏	国土交通大臣	
◇地方公共団体		
たか はし 高 橋 はるみ	北海道知事	
さか あきら 坂 明	北海道警察本部長	
うえ だ ふみ お 上 田 文 雄	札幌市長	
◇独立行政法人		
かみ にし いく お 上 西 郁 夫	独立行政法人都市再生機構 理事長	
◇民間事業者		
こも だ まさ のぶ 菰 田 正 信	三井不動産株式会社 代表取締役社長	
いし みず はじめ 石 水 創	石屋製菓株式会社 代表取締役社長	
こ ぼやし しん すけ 小 林 信 介	株式会社北海道熱供給公社 代表取締役社長	
こし やま はじめ 越 山 元	札幌駅前通まちづくり株式会社 代表取締役社長	
ひろ かわ ゆう いち 廣 川 雄 一	札幌大通まちづくり株式会社 代表取締役社長	
しま だ おさむ 島 田 修	北海道旅客鉄道株式会社 代表取締役社長	
さ とう かず ひろ 佐 藤 和 博	札幌駅総合開発株式会社 代表取締役社長	
お ざわ とし み 小 澤 敏 美	株式会社札幌都市開発公社 代表取締役社長	
あき もと かつ ひろ 秋 元 克 広	札幌創世 1.1.1 区北 1 西 1 地区市街地再開発組合 理事長	

◇オブザーバー		
た なか しげ あき 田 中 重 明	札幌駅北口 8・1 地区市街地再開発準備組合 理事長	
こう ぜき のり ゆき 河 関 のり 幸	南 2 西 3 南西地区市街地再開発準備組合 理事長	
まつ もと てつ ろう 松 本 哲 朗	北 3 東 11 周辺地区再開発準備組合 理事長	

札幌都心地域 都市再生緊急整備協議会
会議構成員名簿

資料1-2

(敬称略)

氏 名	役 職 等	備 考
◇国の関係行政機関		
うち だ かなめ 内 田 要	内閣官房 地域活性化統合事務局長	
たか はし きみ ひろ 高 橋 公 浩	国土交通省 北海道開発局事業振興部長	
すが わら たか お 菅 原 孝 男	国土交通省 北海道運輸局鉄道部長	
◇地方公共団体		
しも で いく お 下 出 育 生	北海道 建設部長	
そ が はじめ 曾 我 一	北海道警察 警備部長	
あき もと かつ ひろ 秋 元 克 広	札幌市 副市長	
◇独立行政法人		
いけ だ みつぐ 池 田 貢	独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 まちづくり支援部長	
◇民間事業者		
し みず ひろ ゆき 清 水 弘 之	三井不動産株式会社 北海道支店長	
たき い きよし 瀧 井 潔	石屋製菓株式会社 取締役	
かわ ら い しゅう じ 川 原 井 秀 二	株式会社北海道熱供給公社 常務取締役	
しら とり たけ し 白 鳥 健 志	札幌駅前通まちづくり株式会社 取締役	
ひろ かわ ゆう いち 廣 川 雄 一	札幌大通まちづくり株式会社 代表取締役社長	
こ やま とし ゆき 小 山 俊 幸	北海道旅客鉄道株式会社 常務取締役	
おお いし まさ と 大 石 正 人	札幌駅総合開発株式会社 専務取締役業務支援本部長	
もり ひろ まさ 森 裕 傑	株式会社札幌都市開発公社 専務取締役	
あき もと かつ ひろ 秋 元 克 広	札幌創世 1.1.1 区北1西1地区市街地再開発組合 理事長	

◇オブザーバー		
た なか しげ あき 田 中 重 明	札幌駅北口8・1地区市街地再開発準備組合 理事長	
こう ぜき のり ゆき 河 関 憲 幸	南2西3南西地区市街地再開発準備組合 理事長	
まつ もと てつ ろう 松 本 哲 朗	北3東11周辺地区再開発準備組合 理事長	

札幌都心地域 都市再生緊急整備協議会
整備計画部会構成員名簿

資料1-3

(敬称略)

氏 名	役 職 等	備 考
◇国の関係行政機関		
か の まさ と 鹿 野 正 人	内閣官房 地域活性化統合事務局参事官	
まつ うら あきら 松 浦 明	国土交通省 北海道開発局事業振興部調整官	
すが わら たか お 菅 原 孝 男	国土交通省 北海道運輸局鉄道部長	
◇地方公共団体		
わた なべ なお き 渡 邊 直 樹	北海道 建設部まちづくり局長	
わか まつ いく ろう 若 松 郁 郎	札幌市 市民まちづくり局都市計画担当局長	
◇独立行政法人		
いけ だ みつぐ 池 田 貢	独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 まちづくり支援部長	
◇民間事業者		
し みず ひろ ゆき 清 水 弘 之	三井不動産株式会社 北海道支店長	
たき い きよし 瀧 井 潔	石屋製菓株式会社 取締役	
かわ ら い しゅう じ 川 原 井 秀 二	株式会社北海道熱供給公社 常務取締役	
しら とり たけ し 白 鳥 健 志	札幌駅前通まちづくり株式会社 取締役総務部長	
はっ とり しょう じ 服 部 彰 治	札幌大通まちづくり株式会社 取締役統括部長	
あき もと かつ ひろ 秋 元 克 広	札幌創世 1.1.1 区北1西1地区市街地再開発組合 理事長	

◇オブザーバー		
た なか しげ あき 田 中 重 明	札幌駅北口8・1地区市街地再開発準備組合 理事長	
こう ぜき のり ゆき 河 関 憲 幸	南2西3南西地区市街地再開発準備組合 理事長	
まつ もと てつ ろう 松 本 哲 朗	北3東11周辺地区再開発準備組合 理事長	

都市再生特別措置法

第十九条

- 2 国の関係行政機関等の長は、必要と認めるときは、協議して、協議会に、独立行政法人の長、特殊法人の代表者、地方公共団体の長その他の執行機関（関係地方公共団体の長を除く。）、地方独立行政法人の長、当該都市再生緊急整備地域内において都市開発事業を施行する民間事業者、当該都市再生緊急整備地域内の建築物の所有者、管理者若しくは占有者、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第七条第一項に規定する鉄道事業者又はこれらの者及び国の関係行政機関等の長以外の者であって当該都市再生緊急整備地域内において公共公益施設の整備若しくは管理を行う者（第七項において「独立行政法人の長等」と総称する。）を加えることができる。
- 7 第一項の協議を行うための会議（以下この条において単に「会議」という。）は、国の関係行政機関等の長並びに第二項及び前項の規定により加わった独立行政法人の長等又はこれらの指名する職員をもって構成する。

札幌都心地域 都市再生緊急整備協議会規約

第三条 協議会は、以下の各号に掲げる者をもって構成する。

- 一 内閣総理大臣及び法第十九条第一項の規定に基づき内閣総理大臣の委嘱を受けた国の関係行政機関の長
- 二 北海道知事
- 三 札幌市長
- 四 法第十九条第二項の規定に基づき、一から三までに掲げる者が協議して加えることとした独立行政法人の長、関係民間事業者等

第十二条 議長は、特定の区域又は事項に関し必要な協議、調整等を行うため、協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、以下の各号に掲げる者又はこれらの指名する職員をもって構成する。
- 一 内閣総理大臣及び法第十九条第一項の規定に基づき内閣総理大臣の委嘱を受けた国の関係行政機関の長
 - 二 北海道知事
 - 三 札幌市長
 - 四 第三条第四号の規定に基づき加えることとした独立行政法人の長、関係民間事業者等のうち、当該区域又は事項に関連のある者として、一から三までに掲げる者が協議して加えることとした者

札幌都心地域 外国企業・高度外国人材を呼び込むための地域戦略（案）

背景・目的

- 北海道全体の人口減少
⇒ 道内需要に依存した札幌経済の縮小・市民所得減少
- 生産年齢人口減少 ⇒ 将来の札幌経済を支える人材の不足
- グローバル化の進行 ⇒ 国際的な都市間競争の激化

グローバル化の潮流をチャンスと捉え、市民や企業の国際化を促進し、成長著しい世界の活力を取り込むことで、都市全体の魅力・ブランド力をいっそう高め、国際競争力の向上を図ることが必要不可欠

地域の特性

- 海外での高い認知度とブランドイメージ
- 少ない自然災害
- 冷涼な気候条件
- 多様な文化を受け入れる寛容な気質と、進取の気風
- 自然と都市が共存し、都市インフラが整った良質な環境
- 低いビジネスコスト
- 企業本支店・行政機関・都市機能等の集積
- アジア諸国との交通アクセスの良さ
- 大学などの高等教育機関の集積
- まちづくり会社によるエリアマネジメント活動の蓄積

目指す姿

人と企業が世界中から集まり 創造性と活力があふれるまち

札幌の魅力に惹きつけられた多くの外国の人々や企業が影響しあい、まちの多様性を高め、雇用の創出や人材育成、地元企業の販路拡大による経済活性化のみならず、新たな文化・産業・活力を創出することで、海外ブランド力・国際競争力の向上を目指していく



課題

➤ 海外とのネットワーク、誘致・受入体制の脆弱さ

海外の投資関連機関とのネットワークの構築や、外国企業の多様なニーズに柔軟に対応できる体制の整備が必要

➤ グローバル人材の不足

札幌の国際化や情報化の進展のほか、グローバルな経済活動を支える人材の誘致・育成が必要

➤ 環境整備の遅れ

外国企業が求めるビジネス環境、外国企業の従業員・家族が安心して生活を送ることができる環境の整備が必要

➤ ビジネスの場としてのブランドイメージの向上

観光地としてだけではなく、ビジネスの場としての知名度や好感度を向上させる必要がある

施策・役割分担

① 海外とのネットワーク、誘致・受入体制の構築

国や道、ジェトロなど関係機関との連携を強化し、ターゲットとする地域の投資関連機関とのネットワークを構築、営業活動を展開するとともに、外国企業の誘致・受入や、進出企業のニーズに即したサポートのための体制作りを行う。

※主体：札幌市、国、北海道、ジェトロ等

② グローバル人材の確保

グローバル人材としての活躍や、札幌市の国際化への寄与が期待される留学生の誘致などにより、外国企業が求める国際的な視野を持ったグローバルな人材を誘致・育成していく。

※主体：札幌市、大学等



③ 多様な都市機能・生活環境の充実

国際的に通用する業務施設のみならず、公共空間、公共交通のネットワークを充実するとともに、自立分散型エネルギーネットワークの構築等によるBCD*の実現に向けた取組を進める。また、在住外国人のニーズを踏まえ、生活・医療・教育支援を強化するとともに、生活関連情報の発信や案内表示等の機能強化により、外国人でも暮らしやすい環境を整備する。

※主体：札幌市、国際プラザ、民間事業者等

④ シティプロモートによるPR

ターゲットとする地域に対し、シティプロモートを強化し、札幌都心地域の魅力を発信し、企業誘致・人材誘致の下地作りを行う。

※主体：札幌市



* BCD (Business Continuity District)
：災害時に事業継続が可能な地域

ロードマップ

施策	短期 (H26~29年度)	中期 (H30~34年度)	長期 (H34年度~)
① 海外とのネットワーク、誘致・受入体制の構築	ターゲット地域とのネットワーク構築、ニーズ把握	企業誘致・投資受入に向けた営業活動・体制整備	企業誘致・投資受入に向けた営業活動・体制強化
	誘致、受入情報の発信		
② グローバル人材の確保	誘致活動に必要な調査の実施	誘致活動	誘致活動強化
	誘致、受入情報の発信		
③ 多様な都市機能・生活環境の充実	国際水準の業務施設の整備 / 回遊性・快適性を高める公共空間・公共交通等の整備		
	エネルギーネットワーク構築検討	エネルギーネットワーク構築の推進	
	生活インフラの整備 (外国語案内表示等)		
	生活関連情報の発信		
④ シティプロモートによるPR	ターゲット地域でのシティプロモート		
	展示会等を通じた、投資に関する札幌の優位性の訴求		

目 標

上記ロードマップに基づき、海外とのネットワーク、誘致・受入体制づくりを進め、誘致施策を活用した立地企業数を現状の平成 24 年度までの累計 80 社（うち外資系企業数 4 社）から、平成 34 年度には 175 社（うち外資系企業数 10 社）まで増やすことを目標とする。

また、留学生の積極的誘致を展開し、できるだけ多くの留学生について留学終了後に企業とマッチングさせることにより、グローバル化の促進に人材供給面で資することを目的として、現状の市内留学生数 1,800 余人を、平成 34 年度には 3,400 人まで増やすことを目標とする。

加えて、特に人口が多く、将来的な市場規模が大きいと推測される東南アジア地域等をターゲットとし、札幌の認知度を現状の 25%から 60%まで向上させることにより、ビジネスの場としてのブランドイメージの向上を図り、企業誘致・人材誘致の下地作りを行う。

国際的ビジネス環境等改善・シティセールス支援事業

平成26年度予算：国費3億円(皆増)

○外国企業及び高度外国人材を呼び込むことにより我が国の大都市の国際競争力の強化を図るため、特定都市再生緊急整備地域において、官民により構成された都市再生緊急整備協議会が行う外国企業等呼び込むための戦略検討、地域の外国語情報の発信やWi-Fi環境の充実等の国際的ビジネス環境等改善に資する取組及びシティセールスに係る取組に対して、総合的に支援を行う。

計画作成及び取組に対して国が支援

特定都市再生緊急整備地域

都市再生緊急整備協議会

【構成員】

- ・国、都道府県、市町村
- ・大規模ビル等所有者
- ・都市開発事業者 等



都市開発事業

①国際的
ビジネス環境等
改善に資する
都市機能の向上

三位一体での効果発揮

②シティ
セールス

<整備計画※を作成>

※現行の都市開発事業に加えて一体となった①・②の取組を新たに記載

- 協議会開催
- 計画作成

予算支援
補助率1/2(コア事業)

- ・基礎データ収集・分析
- ・専門家の派遣
- ・勉強会・意識啓発活動
- ・外国企業等呼び込むための戦略検討

計画に基づくソフト・ハード両面の対策

①地域の外国語情報の発信(ソフト)
地域の生活に必要な情報を収集・構成し、ウェブサイト等により外国語で発信

①路上等の公共空間での外国語情報板等の設置(ハード)

路上等の公共空間に外国語情報板・案内板を設置



①地域の受け入れ体制の構築(ソフト)
地域の外国人への対応能力の向上を図るため、国際会議等に合わせた外国語対応コンシェルジュデスクの設置等を実施

特定都市再生緊急整備地域

予算支援
補助率1/2(ソフト:コア事業)
補助率1/3(ハード:附帯事業)

②国内外でのプレゼンテーションの実施(ソフト)

国内外でのプレゼンテーション、資料作成、出展等を実施



②地域のPRイベントの開催(ソフト)

国際会議等に合わせた地域のPRイベントを開催

国際社会への発信

事業実施フロー

項番	項目	計画等の根拠法令等
1	交付申請・交付決定（協議会開催・計画作成）	—
2	<p>「外国企業等呼び込むための地域戦略」の検討</p> <p>我が国の大都市の国際競争力の強化を図ることを目的として、外国企業及び高度外国人材を呼び込むための次に掲げる事項を記載した地域戦略を地域内の官民で構成された協議会において検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性を踏まえた目指す姿 ・目指す姿に向けた施策と役割分担 ・目指す姿に向けたロードマップ策定 <p>等</p>	国際競争力強化促進事業制度要綱 第4条の1の二
3	<p>「整備計画」の作成</p> <p>外国企業等呼び込むための地域戦略に基づき、整備計画の「その他、都市の国際競争力の強化のために必要な都市開発事業及びその施行に関連して必要となる公共公益施設の整備等の推進に関し必要な事項」の欄に本事業を活用する取組を記載し、都市再生緊急整備協議会において作成。</p>	都市再生特別措置法 第十九条の二
4	<p>「事業計画」の提出</p> <p>外国企業等呼び込むための地域戦略及び整備計画に基づき、次に掲げる事項を記載した事業計画を作成し、地方整備局長等を経由して、国土交通大臣に提出。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定都市再生緊急整備地域の名称 ・事業名 ・事業概要 ・補助事業者 ・事業期間 ・その他必要な事項 	国際競争力強化促進事業制度要綱 第5条
5	交付申請・交付決定（計画に基づくソフト・ハード事業）	—
6	計画に基づくソフト・ハード事業の実施	—

特定都市再生緊急整備地域の整備計画

整備計画名	札幌都心地域整備計画
-------	------------

都市の国際競争力の強化に関する基本的な方針

優れたまちづくりを通じて世界都市となることを目指し、以下の方針により、災害にも強く、国際的な活動の拠点にふさわしい市街地を形成するとともに、これらの優れたまちづくりの展開をパッケージとして国内外に情報発信する。

- ・4つの骨格軸(駅前通、大通、創成川通、北三条通)と展開軸(東4丁目線)、3つの交流拠点(札幌駅、大通、創世)を中心とした都市開発事業や公共公益施設の整備により、国際水準の業務、商業、宿泊、文化芸術、交流、居住、医療・福祉、スポーツなどの機能の集積と高度化を図る。
- ・自立分散型エネルギー供給拠点の整備やスマートエネルギーネットワークの検討等を行い、環境にやさしく、災害にも強い国際的にモデルとなりうるまちづくりを実現する。
- ・地上地下のオープンスペースや道路などの基盤整備、路面電車等の公共交通機関の整備を通じ、交通・回遊機能のネットワークを充実・強化することで、国際交流拠点としての構造強化を図る。
- ・都市機能、都市空間を活用するエリアマネジメント組織の形成、強化を進め、国際交流拠点にふさわしい多様な活動の創出を促進する。

以上の取組を総合的に推進することによって、都市の魅力を高め、国内外の観光客・ビジネスパーソン等を惹きつけ、集客交流都市として国際競争力の向上を図る。

都市の国際競争力の強化のために必要な都市開発事業

No	事業名	事業概要	実施主体	実施期間(年度)	都市計画に関する事項、又は特例に関する事項 等
①	北2西4地区	約0.9ha	三井不動産株式会社、日本郵便株式会社	H24～H26	
②	大通交流拠点(札幌大通西4ビル)	約0.1ha	石屋製菓株式会社、株式会社秋田銀行、秋田共立株式会社	H23～H25	
③	札幌創世1.1.1区北1西1地区第一種市街地再開発事業	約2.0ha	札幌創世1.1.1区北1西1地区市街地再開発組合	H26～H29	

※事業の位置は別図の通り

都市の国際競争力の強化のために必要な公共公益施設の整備に関する事業

No	事業名	事業概要	実施主体	実施期間(年度)	都市計画に関する事項、又は特例に関する事項 等
㉗	北3条広場整備事業	約0.3ha 〔延長約100m 幅員約27m〕	三井不動産株式会社、日本郵便株式会社	H25～H26	
㉘	(仮称)北2西4周辺地区地域冷暖房施設整備事業	延床約1,850㎡ 天然ガスコージェネレーション活用型	株式会社北海道熱供給公社	H24～H26	
㉙	大通交流拠点地下広場整備事業	約0.7ha	札幌市	H25～H27	
㉚	市民交流複合施設整備事業	延床面積未定 〔ホール約2,300席等〕	札幌市	H26～H29	
㉛	西2丁目線地下歩道整備事業	延長約130m	札幌市	H26～H29	
㉜	路面電車ループ化整備事業	延長約380m	札幌市	H26～H27	
㉝	中央体育館整備事業	延床面積約14,000㎡	札幌市	H27頃着手予定	
㉞	苗穂駅周辺地区整備事業(道路)	延長約1,870m	札幌市	H25～H31	
㉟	苗穂駅周辺地区まちづくり事業(鉄道施設)	駅移転橋上化 延床約1,340㎡	札幌市	H25～H31	
㊱	(仮称)札幌創世1.1.1区北1西1地区地域冷暖房施設整備事業	延床面積未定 天然ガスコージェネレーション活用型	株式会社北海道熱供給公社	H27～H29	

※事業の位置は別図の通り

上記の事業により整備された公共公益施設の適切な管理のために必要な事項

上記の公共施設の整備に関する事業のうち、北3条広場は、指定管理者制度を導入(指定管理者:札幌駅前通まちづくり株式会社)

その他、都市の国際競争力の強化のために必要な都市開発事業及びその施行に関連して必要となる公共公益施設の整備等の推進に関し必要な事項

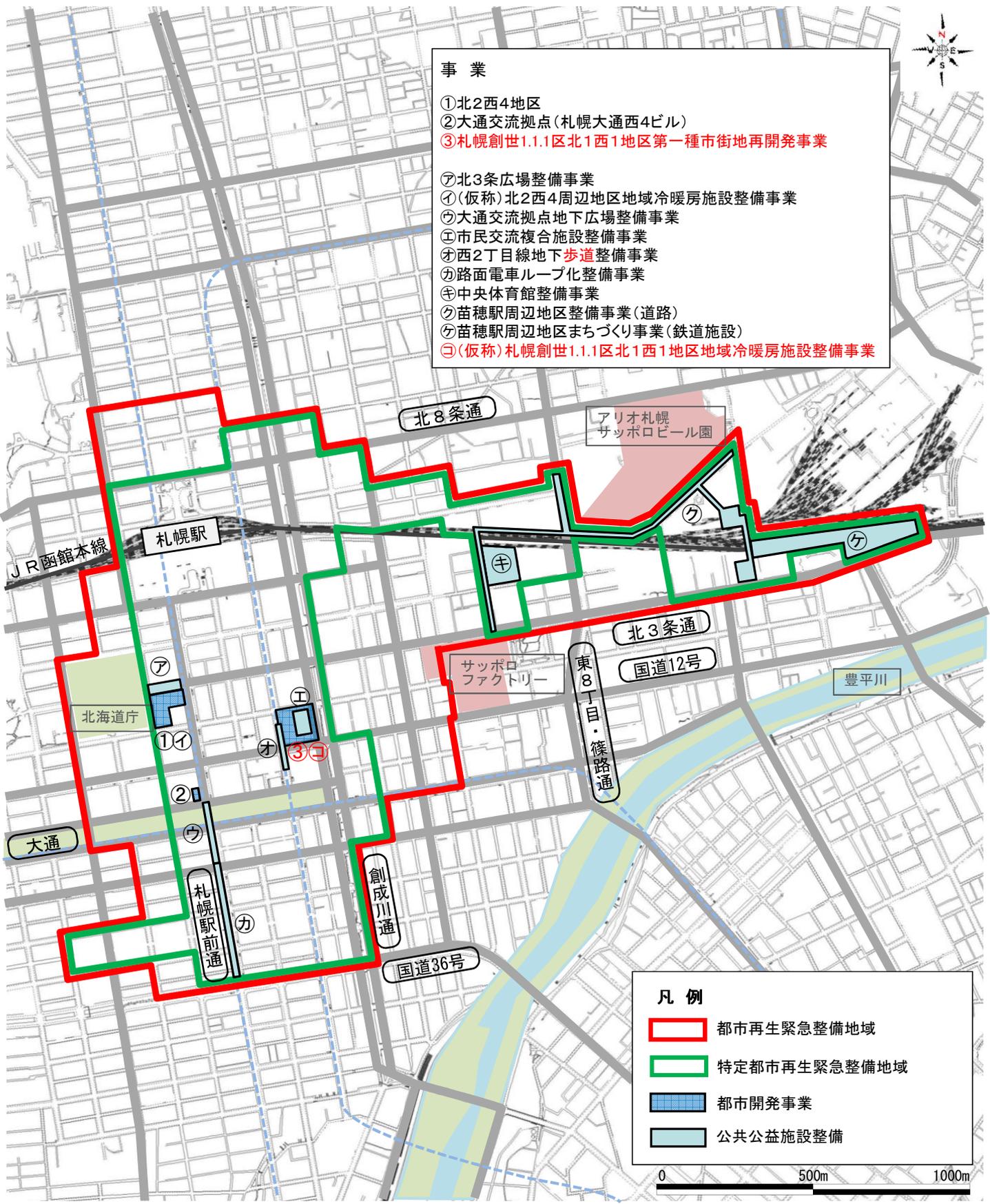
上記の都市開発事業及び公共公益施設の整備にあたっては、安全で快適な歩行空間や、変化に富んだ奥行きのある身近な公共空間(界わい空間)の創出を積極的に行い、それらと上記オープンスペースとのネットワークの形成を図ることで、国内外からの来訪者や市民の回遊や交流、様々な活動を育み、世界都市にふさわしい多様性に富んだ魅力ある市街地を形成していく。

また、札幌駅前通まちづくり株式会社による札幌駅前通地下広場の管理運営や、札幌大通まちづくり株式会社による道路空間の環境美化活動、オープンカフェ、エリアマネジメント広告事業などの道路空間活用などを支援し、地域が主体となった多様な活動を促進していく。

加えて、海外とのネットワーク、誘致・受入体制の構築、グローバル人材の確保、多様な都市機能・生活環境の充実、シティプロモートによるPRの実施等により、外国企業・グローバル人材の呼び込みに十分配慮するものとする。

札幌都心地域 整備計画位置図

- 事業
- ①北2西4地区
 - ②大通交流拠点(札幌大通西4ビル)
 - ③札幌創世1.1.1区北1西1地区第一種市街地再開発事業
 - ⑦北3条広場整備事業
 - ④(仮称)北2西4周辺地区地域冷暖房施設整備事業
 - ⑨大通交流拠点地下広場整備事業
 - ⑩市民交流複合施設整備事業
 - ④西2丁目線地下歩道整備事業
 - ②路面電車ループ化整備事業
 - ⑤中央体育館整備事業
 - ⑥苗穂駅周辺地区整備事業(道路)
 - ⑦苗穂駅周辺地区まちづくり事業(鉄道施設)
 - ③(仮称)札幌創世1.1.1区北1西1地区地域冷暖房施設整備事業



- 凡例
- 都市再生緊急整備地域
 - 特定都市再生緊急整備地域
 - 都市開発事業
 - 公共公益施設整備

